

公 示 用

令和3年

仕 様 書

山本処理場（山本北地区）草刈業務

環境局環境事業部処理場管理事務所

札幌市

# 特記仕様書

## 1 建設業法等に関することについて

- (1) 業務執行に当たり安全管理を図る目的で発注者と受注者相互において業務安全小委員会を設置するものとする。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- (3) 建設業法第26条の規定により請負人が施工現場ごとに設置しなければならない専任の管理技術者については、適切な人格、技術力などを有するもの（施工現場に常駐してもっぱらその職務に従事する者で、請負人と直接かつ恒久的な雇用関係にあるものに限る）を配置する。
- (4) 請負人が施工現場ごとに配置しなければならない専任の管理技術者のうち、当該業務にかかわる建設業が指定建設業である場合の管理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者又は同号ハの規定により建設大臣が同号イに挙げる者と同等以上の能力を有すると認定したもので、指定建設業管理技術者資格者証の交付を受けているものを配置すること。この場合において、発注者から請求が合ったときは資格者証を提示すること。

## 2 安全訓練に関することについて

### (1) 安全訓練の実施

本業務の施工に際し、現場に則した安全・訓練等について、業務着手後原則として作業員全員の参加により月半日以上の時間を割り当て、下記の事項から実施内容を選択し安全訓練を実施するものとする。

- ①安全活動ビデオ等の視覚資料による教育
- ④本業務内容等の周知徹底
- ②その他安全訓練等として必要な事項
- ⑤予想される事故対策
- ③土木工事安全施工技術者指針等の周知徹底

### (2) 安全訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本業務の内容に応じた安全訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

## 3 提出書類

### (1) 着手時に提出するもの

- ア 業務着手届  
(余白に、労働基準監督署から「労働保険関係成立済」の印を受けること)
- イ 業務工程表
- ウ 主任技術者・現場代理人等指定通知書

### (2) 完了時に提出するもの

- ア 業務完了届
- イ 業務写真  
次のものを必ず撮影し提出すること。また撮影地点・方角を地図で示すこと。
  - (ア) 業務標識
  - (イ) 着手前・着手後の状態（全範囲を確認できるようにすること）
  - (ウ) 集草・積込状況
  - (エ) 投棄状況
  - (オ) 安全訓練等の実施状況
- ウ 業務日報
- エ 安全訓練等の実施報告書・安全訓練等に使った資料

- 4 業務施工に際し、当該処理場長及び他関係者と打合せを行ったのち業務に着手すること。
- 5 刈り草は、ダンプトラックもしくはパッカー車で、白石清掃工場に運搬投棄することとする。
- 6 本業務の履行において、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- 7 業務に伴い排出される廃棄物を極力減量、リサイクルすること。
- 8 場内での作業時間は8時30分から16時までとし、16時までに場内から退場すること。また土・日曜日は場内で作業をしないこと。
- 9 その他不明の事項は、下記担当職員と協議すること。
- 10 担当職員  
札幌市環境局環境事業部処理場管理事務所  
吉田 （電話011-783-5314）

公 示 用

令和3年

設 計 書

(見 積 参 考)

山本処理場（山本北地区）草刈業務

環境局環境事業部処理場管理事務所

札幌市

業務名 山本処理場（山本北地区）草刈業務

委託業務費 円

内訳 { 業務価格 円  
消費税等相当額 円

業 務 説 明

1 業務の概要

草刈工 24,400 m<sup>2</sup>

2 施行場所

札幌市 厚別区 厚別町山本2485番地ほか

3 業務の期間

契約書に示す着手の日より8月6日まで

4 業務仕様書

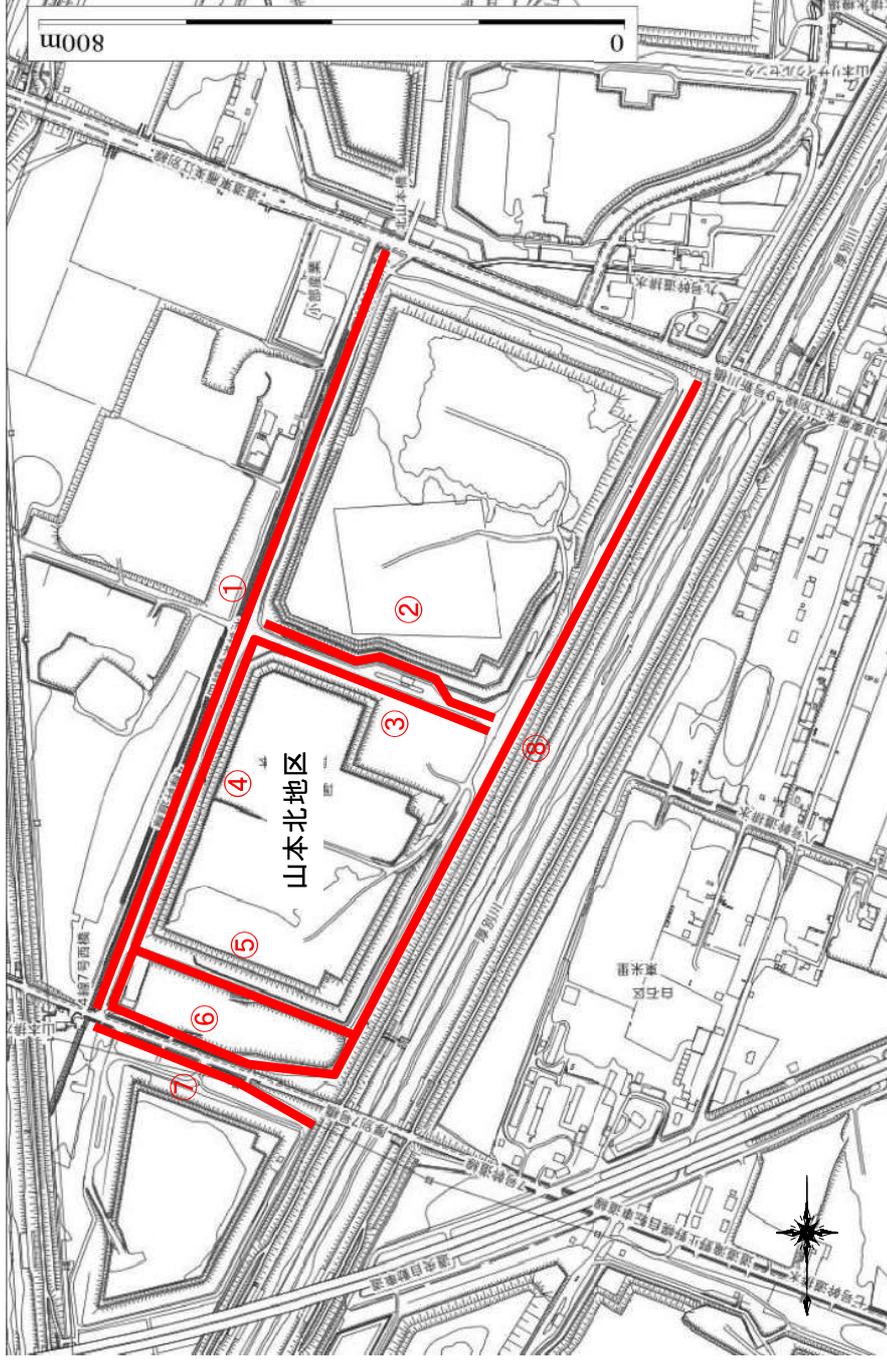
札幌市土木工事仕様書及び別添特記仕様書による。

# 本 委 託 業 務 費 内 訳 書

業務名 山本処理場（山本北地区）草刈業務					
工 種／種 別／細 別	単位	数量	単価	金額	摘要
草刈工	m <sup>2</sup>				数量：100m <sup>2</sup> 未満切捨
		24,400			第1号内訳書
直接業務費	式	1			
共通仮設費（率計上）	式	1			千円止め調整
純業務費	式	1			
現場管理費	式	1			千円止め調整
業務原価	式	1			
一般管理費	式	1			
業務価格	式	1			万円止め調整
消費税等相当額	式	1			10%
業務費計	式	1			

札 幌 市





①	1,100	×	8.0	=	8,800	m <sup>2</sup>
②	340	×	3.0	=	1,020	m <sup>2</sup>
③	330	×	1.4	=	462	m <sup>2</sup>
④	540	×	1.4	=	756	m <sup>2</sup>
⑤	340	×	4.0	=	1,360	m <sup>2</sup>
⑥	340	×	4.0	=	1,360	m <sup>2</sup>
⑦	340	×	6.0	=	2,040	m <sup>2</sup>
⑧	1,080	×	8.0	=	8,640	m <sup>2</sup>

合計 24,438 m<sup>2</sup>

再計算 24,400 m<sup>2</sup>

草刈カ所